

# 障害者控除対象者 認定書を交付します

障害者手帳などの交付を受けていない人が「障害者もしくは特別障害者に準ずる者」として認定を受けることにより、所得税や市県民税の確定申告などで所得控除が適用されます。

申請できる方は、「要介護1」以上で65歳以上の方、もしくはその方を扶養している親族などです。

**【申請方法】**  
申請者の印鑑と介護保険被保険者証を持参して、市介護福祉課窓口に申請してください。

\*審査により、申請者全員が認定されるとは限りません。

**【申請取扱】** 1月 13日(火)

**【お問い合わせ先】**

市介護福祉課障がい福祉担当

(市役所1階⑨番窓口)

☎ 322・22279／FAX335・0272

Mail:s-kaigo@city.komatsushima.tokushima.jp

# 市税務課からのお知らせ 申告書などの提出は2月2日(月)までに

郵送による提出の場合は、2月2日(月)必着となるよう、ご協力をお願いします。

## 固定資産税に関する申告書

## ◎ 家屋異動申告書

固定資産税の対象となる償却資産（土地・家屋および無形減価償却資産を除く）の所有者は、1月1日現在の資産を2月2日(月)までに申告してください。（申告用紙が届いていない事業所はご連絡ください。）

1月1日現在の資産を2月2日(月)までに申告してください。

## ◎ 住宅用地申告書

平成26年中に、家屋を取り壊された方や家屋の用途を変更された方は、「家屋異動申告書」を提出してください。

太陽光発電設備を所有されている法人または個人事業主は、償却資産の申告が必要です。また、10kW以上の発電規模を持つものは、住宅用のものであつても課税対象となりますので申告が必要です。

## ◎ 給与支払報告書

給与の支払いをする事業所(者)は、平成26年中の給与所得その他必要な事項を「給与支払報告書」に記入し、給与の支払いを受けている者の平成27年1月1日現在の住所地の市町村に、2月2日(月)までに提出してください。

太陽光発電設備を所有されていいる法人または個人事業主は、償却資産の申告が必要です。また、10kW以上の発電規模を持つものは、住宅用のものであつても課税対象となりますので申告が必要です。

## ◎ 借入金利申告書

また、住宅に係る家屋の用途を変更された場合も申告が必要です。

なお、経済産業省の認定を受けている太陽光発電設備は、課税標準の特例が適用される場合があります。申告の際、認定通知書の写しの添付をお願いします。

## ◎ 固定資産税に関する報告書

市税務課固定資産税担当  
(市役所4階)  
☎ 322・38821／FAX333・3401  
Mail:shiminzei@city.komatsushima.tokushima.jp

